

小樽市スキー修学旅行誘致促進事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、スキーのメッカである本市でのスキー実習を伴う修学旅行（以下「スキー修学旅行」という。）の誘致を図るため、スキー修学旅行で市内のホテル及び旅館等（以下「宿泊施設」という。）に宿泊する北海道外に所在する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校（以下「学校等」という。）に対し、助成金を交付することにより、観光の閑散期である冬期間における本市への宿泊客増加に資することを目的とする。

(助成対象)

第2条 助成の対象は、12月1日から翌年の3月31日まで（以下「助成対象期間」という。）に学校行事として実施するスキー修学旅行で宿泊施設に2泊以上宿泊する学校等とする。

2 前項の規定にかかわらず、学校等がスキー修学旅行で予定していたスキー実習を実施しなかった場合において、その理由が悪天候その他やむを得ないものであると認められるときは、助成対象とすることができるものとする。

(助成金の額等)

第3条 助成金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

(1) 宿泊施設での延べ宿泊日数が150泊未満の修学旅行を行う学校等 50,000円

(2) 宿泊施設での延べ宿泊日数が150泊以上の修学旅行を行う学校等 100,000円

2 前項に規定する助成金の交付は、一年度に一回限りとする。

3 助成対象期間内にスキー修学旅行の日程が複数ある学校等は、その延べ宿泊日数を合計の上、一括して申請することができるものとする。

(事業の申請)

第4条 助成金及び第6条に規定する社会教育施設フリーパスの交付を申請しようとする学校等（以下「申請校」という。）は、スキー修学旅行の実施日から起算して30日前までに、小樽市スキー修学旅行誘致促進事業助成金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 修学旅行予定行程表

(2) 参加予定者名簿

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付が適当であると認めるときは、助成金の交付の可否を決定し、小樽市スキー修学旅行誘致促進事業助成金交付・不交付決定通知書（様式第2号）により、申請校に通知するものとする。

(フリーパス)

第6条 市長は、前条の規定による交付決定を受けた申請校が小樽市総合博物館（本館・運河館）、市立小樽文学館、市立小樽美術館、重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店へのフリーパスの交付を希望する場合には、事前に交付するものとする。

(助成対象事業の取消し)

第7条 市長は、申請校が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第5条に規定する助成金の決定を取り消し、又は助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 申請校が修学旅行を休止し、又は中止したとき。
- (2) 申請校が虚偽の申請その他不正行為があったとき。
- (3) この要綱に定める条項に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、助成金を交付することが不相当と認められるとき。

(実施報告)

第8条 第5条の規定による交付決定の通知を受けた申請校は、修学旅行の実施最終日から起算して14日以内に、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 小樽市スキー修学旅行誘致促進事業実施報告書（様式第3号）
- (2) 修学旅行行程表
- (3) 修学旅行参加者名簿
- (4) 宿泊先の施設が発行する宿泊証明書（様式第4号）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付額の決定)

第9条 市長は、前条の規定により書類の提出を受けたときは、その内容を審査し、助成金の交付が適正であると認めるときは、小樽市スキー修学旅行誘致促進事業助成金交付額決定通知書（様式第5号）により、申請校に通知するものとする。

(助成金の請求)

第10条 前条の規定による交付額の決定通知を受けた申請校は、速やかに小樽市スキー修学旅行誘致促進事業助成金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求の内容を審査し、適正であると認めるときは、申請校に対して助成金を交付する。

(報告及び調査)

第11条 市長は、助成金の適正な運用を図るために必要があると認めるときは、申請校に対し報告を求め、及び調査することができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年6月18日から施行する。